

地方分権論 B (地域公共経営論)

2017 年度秋学期

第 4 回 (資料)

2017. 10. 20 (金)

第 4 限 (14:45~16:15)

於 3 号館 608 号室

片木 淳

katagi◎waseda.jp (◎は@)

次回までに、(討論資料)

長野市企画政策部企画課「連携中枢都市圏構想に関する Q & A」

(別掲、第 5 回資料 2) を読んで、研究しておくこと。

(前回の補足 1)

地域経済分析システムによる地方版総合戦略支援

29年度概算決定額 1.5 億円 (28年度予算額 1.1 億円)

事業概要・目的

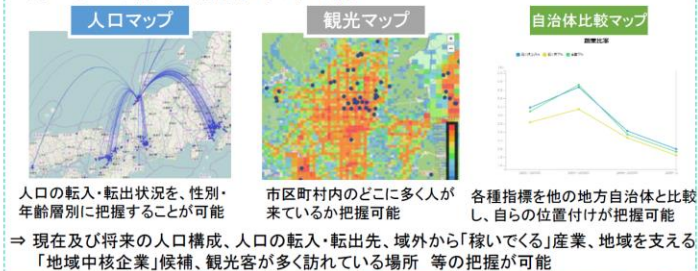
- 政府は、地方公共団体による地方版総合戦略の策定や様々な主体による地方創生の推進に向けた取組等を情報面から支援するため、地域経済分析システム (RESAS : リーサス) を提供。このシステムは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するためのもの。
- 本事業においては、地域ぐるみでの地方創生の実現を情報面から支援するため、地方公共団体をはじめ教育機関、民間企業、NPO、住民等に対しリーサスの本格的な普及・活用を推進。
- 具体的には、①有識者の派遣、②内閣府及び関係省庁の地方局に活用支援業務を実施する政策調査員の配置、③地方公共団体職員及び住民向けの説明会の開催等を実施。

事業イメージ・具体例

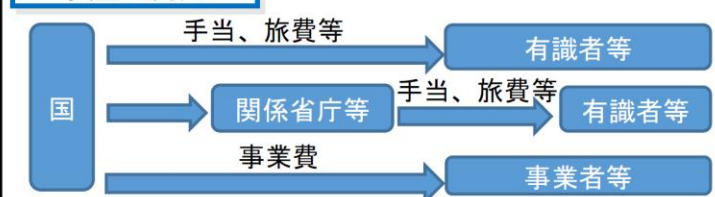
地域経済分析システム (RESAS : リーサス) について

- リーサスは、地域経済に関する官民の様々なビッグデータを活用し、現在及び将来の人口構成、人口の転入・転出先、産業集積 (企業間取引)、観光地における人の流れ、各種指標の地方自治体間の比較等を簡易に扱うことを可能とし、地域の特性や課題をわかりやすく「見える化」するシステム。
- 各地方自治体による、客観的なデータに基づく地方版総合戦略策定における目標・KPIの設定や、PDCAサイクルの確立等を支援。

<リーサスの備える機能(マップ)の例>



資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が、地方版総合戦略の策定及び具体的施策の検討・実施にあたり、データに基づく地域の現状分析や課題の把握により、地方創生の実現に向けた地方公共団体や様々な主体による施策の費用対効果が高まることが期待。

8

【出典：内閣官房・内閣府 総合サイト「地方創生」HP「会議・資料」「まち・ひと・しごと創生」「地方創生市町村長トップセミナー」「地方創生市町村長トップセミナー」(平成 29 年 1 月 10 日、12 日、13 日)「議事次第」「<講演資料>」「平成 29 年度予算・税制改正 (地方創生関連) 及び地方創生推進交付金の活用のポイント」】

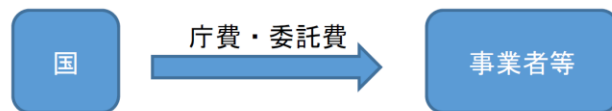
(前回の補足 2)

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）普及広報事業
29年度概算決定額 0.08 億円（新規）

事業概要・目的

- 平成28年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、国が地域再生法に基づき認定する地方公共団体の地方創生事業に対し、企業が寄附を行った場合に、寄附額の3割相当額を当該企業の法人関係税から税額控除する制度。
- 本制度は、地方創生の取組に対し民間企業の資金を寄附という形で呼び込み、地方公共団体が政策面で工夫を凝らすことを促すものであり、企業の協力や地方公共団体の創意工夫が不可欠。
- このため、制度内容や優良事例に係る広報を強化することで、民間企業や地方公共団体における周知を図り、更なる制度の活用及びそれに伴う地方創生の進展を図るところ。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 好事例調査及び事例集のとりまとめ
地方創生応援税制の活用イメージを掴んでもらうため、優良事例を調査し、事例集として取りまとめ、寄附企業や地方公共団体の実績をストーリー性を持って広く発信。
- リーフレット・ポスター等の作成及び配布
リーフレット・ポスター等を作成し、都道府県や市町村等の地方公共団体や、税務署、金融機関等に配置することにより、地方公共団体や民間企業における制度内容の認知度の向上に向けた取組を推進。

期待される効果

- 本事業により、地方公共団体においては、地方創生に効果の高い事業を新たに企画・立案を行い、民間企業においては、本制度を活用した寄附をさらに行っていただくことで、地方創生事業が進展し、地方創生の深化に繋がるもの。

9

【出典：同上】

(前回の補足 3)

「小さな拠点」

「人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、

- ① 地域住民が主体となった集落生活圏の将来像の合意形成
- ② 持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）
- ③ 生活サービスの維持・確保
- ④ 地域の収入の確保のためのコミュニティビジネスの実施

などの取組を進めるとともに、地域に合った生活サービス機能や交通ネットワークの確保等により小さな拠点の形成を推進します。

・ 小さな拠点情報サイト（内閣府ページ）

平成 29 年 5 月、小さな拠点・地域運営組織を形成するためのポイントや、国の取組、全国各地の優良事例を掲載した小さな拠点情報サイトを開設しました。これからも、随時コンテンツを拡充させていきます。

小さな拠点情報サイトは[こちら](#)



【出典：内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」HP「まち・ひと・しごと創生本部」
「施策」「地方創生政策」「まちづくり（地域再生、都市再生、他）」「小さな拠点・地
域運営組織の推進」】

(前回の補足 4)

総務省有識者会議「地域の課題解決を目指す地域運営組織—その量的拡大と質的向上に向けて」最終報告（平成 28 年 12 月 13 日）

地域運営組織の考え方

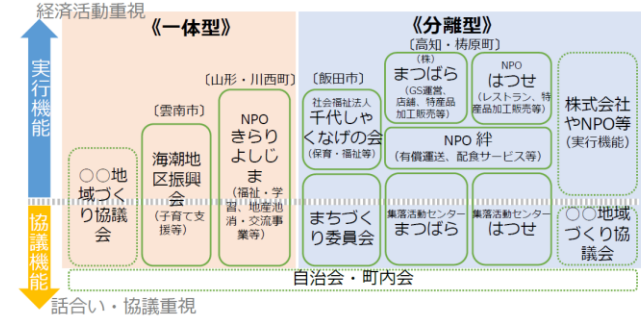
（１）地域運営組織の現状

- ・全国494市町村で1680団体が活動（H28年度総務省調査）
- ・活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守り等の高齢者の暮らしを支える活動が多い
- ・子育て支援や児童教育、公民館活動による生涯学習等の社会教育を担う事例もある

（２）地域運営組織の分類

- 地域運営組織は、
「**協議機能**（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と
「**実行機能**（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を
有する組織で、**協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ**
「**一体型**」と協議機能と実行機能を切り離れた「**分離型**」が
ある

・地域運営組織の活動事例の分類



（３）地域運営組織の基本的考え方

- 地域住民の生活の質を向上させていくため、地域住民が自らの必要性に基づいて組織するもの
- 基本理念：自分たちでできることは自分たちで行う
- 自主的な活動に基づく組織であり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合は、権利能力を持たせるため法人格を取得する必要性が増大

・地域運営組織の基本的要素

- ①行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属する
- ②経済活動を含む地域の共同活動を行うこと
- ③一定の区域を基礎とした組織であること

- 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがる

・地域運営組織の設立に必要な環境

- ①地域住民の当事者意識の醸成
- ②地方公共団体のサポート
- ③財源・制度・人材等の組織設立を促す条件整備

- 地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

【出典：内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」HP「まち・ひと・しごと創生本部」「施策」「地方創生政策」「会議・資料」「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」「□地域の課題解決を目指す地域運営組織ーその量的拡大と質的向上に向けてー最終報告」「(概要)」より抜粋】

(前回の補足5)

都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワークの形成等

■コンパクトな集積拠点の形成と連携による経済・生活圏の形成

コンパクトシティの形成を目指す市町村への支援強化

コンパクトなまちづくり

生活サービスの誘導

医療・福祉・商業等の都市機能を集約することにより、各種サービスを効率的に提供

地域公共交通の再編

居住の誘導

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導

公共交通の確保

居住を誘導する区域内に居住する人々の都市機能への交通アクセスを確保

■道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保

道路ネットワークにより緊急医療体制等を構築



佐久総合病院
【第三次救急医療施設】
※地域唯一の救急救命センター

圏域人口 **41万人** をカバー

※人口は2014年（平成26年）現在

- 立地適正化計画を作成する市町村数【H32:150市町村】 ○公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合【（地方都市圏）H26:38.6%→H32:41.6% など】 ○持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定率【H26:約2%→H32:100%】
- 道路による都市間速達性の確保率【H25:49%→H32:約55%】
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合【H25:19%→H32:25%】

【出典：国土交通省 HP「政策・仕事>総合政策>重点的施策>社会資本整備重点計画について」】【参考】第4次社会資本整備重点計画の概要「3-1 地域生活サービスの維持・向上を図るコンパクトシティの形成等」より抜粋】

■道の駅等の活用による拠点の形成



「美山ふれあい広場」（京都府南丹市）

■スマートウェルネス住宅の展開、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

【医療福祉拠点の形成のイメージ】

高齢者の住まいと多様な在宅医療・看護・介護サービスの提供拠点

在宅医療を推進するための地域福祉医療拠点

健康づくりと憩いの場
緑豊かな路・公園

公園

自転車歩行者専用道

寒い季節でも移動しやすいリフトアップのまち

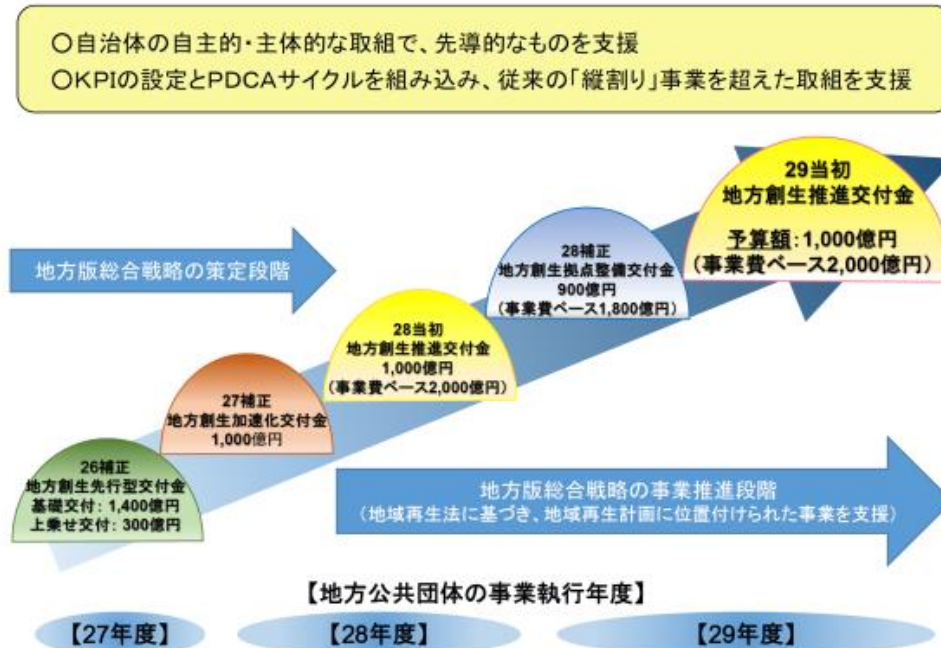


地域の中に高齢者の多様な活躍の場を作ることにより
生きがい・就労を創成

柏市豊四季台団地における事例

1 地方創生推進交付金

1.1 地方創生関係交付金の概要（イメージ）



【出典：内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」HP「施策」「地方創生政策」「地方創生市町村長トップセミナー」（平成 29 年 1 月 10 日、12 日、13 日）「議事次第」「＜講演資料＞」「平成 29 年度予算・税制改正（地方創生関連）及び地方創生推進交付金の活用のポイント」】

1.2 平成 29 年度 地方創生推進交付金

地方創生推進交付金	
29年度概算決定額 1,000億円 (28年度予算額 1,000億円)	
事業概要・目的 ○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援 ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援 ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援 ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保 ※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定 具体的な「成果目標（KPI）」の設定 → 「PDCAサイクル」の確立	対象事業・具体例 ①先駆性のある取組 ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成 例）ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等 ②先駆的・優良事例の展開 ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組 ③既存事業の隘路を発見し、打開する取組 ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組
資金の流れ 国 → 交付金（1/2） → 都道府県市町村 （1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）	29年度からの運用弾力化 ① 交付上限額の引上げ（事業費ベース） 【都道府県】 先駆 6.0億円（28年度：4.0億円） 横展開・隘路打開 1.5億円（28年度：1.0億円） 【市区町村】 先駆 4.0億円（28年度：2.0億円） 横展開・隘路打開 1.0億円（28年度：0.5億円） ※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。 ② ハード事業割合 ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。 ・ただし、1/2以上になる事業であっても、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

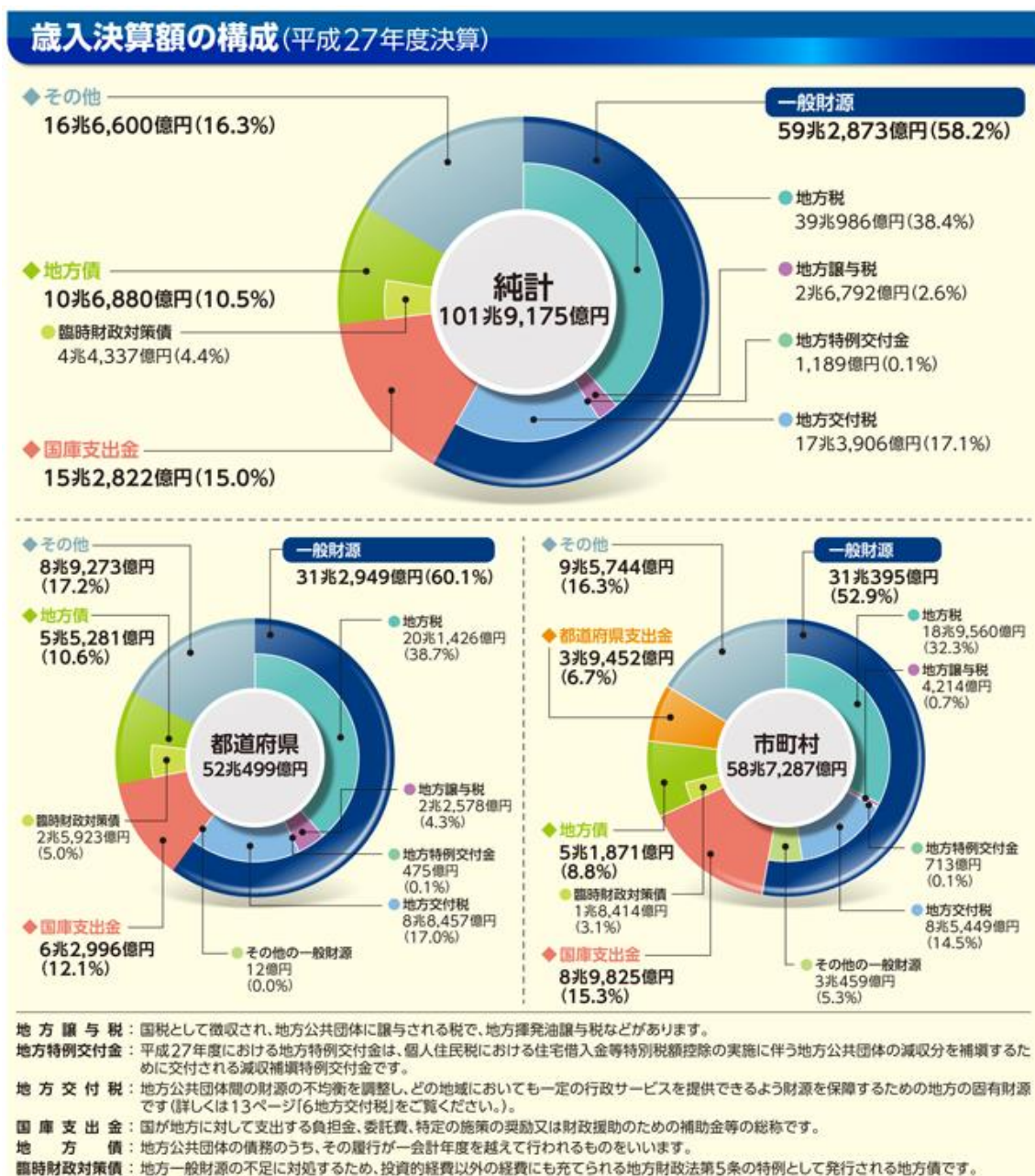
【出典：同上】

1.3 地方創生加速化交付金を活用した取組事例一覧

	1 ローカルイノベーション	2 農林水産業の成長産業化	3 観光振興 DMO	4 地方移住・人材育成	5 生涯活躍のまちの推進	6 働き方改革	7 まちづくり	8 小さな拠点	
1	取手市創業支援事業「起業家タウン☆取手」(茨城県取手市)	精丹の町村連携による地域商社事業(北海道神恵内村他2町村)	十勝アウトドアプランディング事業(北海道帯広市他18市町村)	北海道くろの国・東京特別区交流推進事業(北海道、釧路市他7市町村、東京都荒川区)	「大人の社会塾」を中心とした人材育成による地域活性化事業(山形県高島町他6市町)	生涯活躍のまち 上土幌創生包括プロジェクト事業(北海道上土幌町)	なでしこ応援・女性の活躍推進事業(北海道、札幌市)	東日本大震災の経験・復興プロセスを活用した交流活動拠点づくり事業(廃校舎の利活用)(岩手県陸前高田市)	人とモノの流れを再生する小さな拠点整備事業(宮城県七ヶ宿町)
2	IoT仲間まわしによる中小企業の生産性向上プロジェクト(東京都大田区)	地域商社を核としたマーケットイン地場産業構築・強化によるしごと創生事業(山口県長門市)	中越文化・観光産業支援機構(仮称)による歴史資源を活かした観光振興(新潟県長岡市他11市町)	福島県北5市町誘客推進事業(福島県福島市他4市町)	第2のふるさと・いばらきプロジェクト推進事業(茨城県、石岡市他15市町)	遠野市中心市街地再生を基軸とした生涯活躍のまちづくりプロジェクト～遠野BREW 遠野物語第2章～(岩手県遠野市)	「ゆざわ発新しい働き方」推進(クラウドソーシング導入・在宅ワーク推進)事業(秋田県湯沢市)	城下町高田の歴史・文化をいかした「街の再生」～コンパクトシティによるまちづくり(新潟県上越市)	東部地区暮らしが「つく」集落づくり事業(奈良県川上村)
3	ジャパンブランド「健康長寿」推進事業～「SAKU Health-care model」の構築・展開を目指して～(長野県佐久市)	林業の再生に向けた多摩産材活用モデル事業(東京都八王子市)	日本版DMO「美しい伊豆創造センター」による広域観光地域づくり事業(静岡県函南町他12市町)	「忍者」のマーケティング・セールス推進事業(三重県、神奈川県、長野県、滋賀県、佐賀県他5市)	飯田下伊那地域における航空機産業分野の人材育成と技術開発力の強化 広域連携事業(長野県飯田市他13町村)	南部町版CCRC推進事業(鳥取県南部町)	女性が輝く！農村新産業創出事業(長野県川上村)	リノベーションまちづくり加速化事業(静岡県沼津市)	地域商社「瀬西土佐ふるさと市」を核とした地域創出事業(高知県四万十市)
4	美濃和紙ブランドの価値向上・発信事業(岐阜県、美濃市)	低温プラズマ技術実装化推進事業(愛知県幸田町、豊根村)	京都府北部地域連携都市圏広域観光推進事業(海の京都DMO地域活性化推進)(京都府、福知山市他6市町)	自転車による琵琶湖一周「ピワイチ」による「体験型観光ネットワーク」創出事業(滋賀県、大津市他3市)		美馬市生涯活躍のまちモデル推進加速化事業(徳島県美馬市)	都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業(大阪府泉佐野市、青森県弘前市)	元気育成にぎわいコムーネ(自治都市)創出事業(大阪府泉南市)	SATOYAMA MOVEMENT拠点事業(島根県邑南町)
5	津山版地域イノベーション・プラットフォームによる強い産業の創出事業(岡山県津山市)	放棄田等利活用モデル(仮称)綿の里を活用した「綿人(わたひと)」づくり事業(兵庫県加古川市)	山陰DMOの広域観光推進事業(鳥取県、島根県)	「食」と「連携」による東九州新時代創生事業～東九州(延岡・佐伯)バス化構想～(宮崎県延岡市、大分県佐伯市)			シングルベアレント受入事業(島根県浜田市)	「金魚が泳ぐ城下町」賑わい創出事業(奈良県大和郡山市)	
6	西栗倉ローカルベンチャー増殖・拡大加速化事業(岡山県西栗倉村)	(仮称)菅雨村農林業公社と地域創生の連携によるしごと創生事業(奈良県菅雨村)	仁淀ブルーを活用したDMO観光地域づくりの連携事業(高知県、いの町他5市町村)				官民広域連携による創業・子育て・教育応援等の施策実行を通じた女性活躍地域創出事業(熊本県合志市他2市町)	「みはら食 三本の矢」による三原創生事業(広島県三原市)	
7	日本一の創業県やまぐち推進事業(山口県)	自伐型林業を核とした雇用創出と地域活性化事業(加速化)(高知県佐川町)	VISITあまくさしまばらプロジェクト推進事業(熊本県、長崎県他5市町)						
8	地域の仕事を増やす！えひめの産業力底上げ・強化事業(愛媛県)	香春町で実現「半農半X」プロジェクト(福岡県香春町)							
9		世界文化遺産登録に向けた阿蘇草原再生プロジェクト(熊本県、南小国町)							
10		新産業創出支援事業(鹿児島県日置市)							
計	8	10	12	3	4	6	6	4	

【出典：内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」HP「施策」「地方創生関係交付金」「地方創生に係る特徴的な取組事例」】

2 地方自治体・歳入内訳の構成



【出典：総務省 HP「政策 >統計情報 >地方財政状況調査関係資料」「地方財政白書ビジュアル版」「平成29年版地方財政白書ビジュアル版(平成27年度決算)(PDF版)」】

3 国庫負担金と国庫補助金（＝「補助金等」）

3.1 国庫負担金

1) 普通国庫負担金（経常的経費国庫負担金）

* 地方財政法第 10 条

「地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要があるもの」

(例)

- ① 義務教育職員の給与（退職年金等を除く。）に要する経費
- ② 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費
- ③ 生活保護に要する経費
- ④ 老人保健事業、養護老人ホーム、特別養護老人ホームに要する経費
- ⑤ 介護保険の介護給付に要する経費 等

2) 公共事業費国庫負担金

* 地方財政法第 10 条の 2

「地方公共団体が国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する経費」については、国が一部を負担。

(例)

- ① 道路、河川、砂防、海岸、港湾等の重要な土木施設の新設及び改良に要する経費
- ② 林地、林道、漁港等の重要な農林水産業施設の新設及び改良に要する経費
- ③ 重要な都市計画事業に要する経費
- ④ 公営住宅の建設に要する経費
- ⑤ 児童福祉施設その他社会福祉施設の建設に要する経費 等

3) 災害復旧事業費等国庫負担金

* 地方財政法第 10 条の 3

「地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法 によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する経費」については、国が一部を負担。

(例)

- ① 災害救助事業に要する経費
- ② 道路、河川、砂防、海岸、港湾等の土木施設の災害復旧事業に要する経費
- ③ 林地荒廃防止施設、林道、漁港等の農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費
- ④ 都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費
- ⑤ 公営住宅の災害復旧に要する経費
- ⑥ 学校の災害復旧に要する経費
- ⑦ 社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費 等

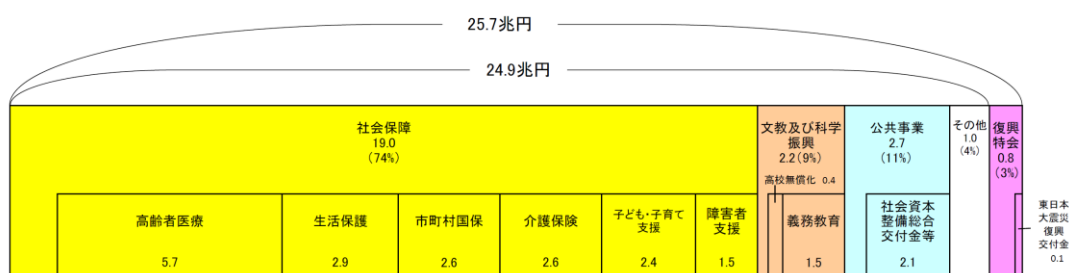
3.2 国庫補助金

* 地方財政法第 16 条

「国は、その施策を行うため特別の必要があると認めるとき又は地方公共団体の財政上特別の必要があると認めるときに限り、当該地方公共団体に対して、補助金を交付することができる。」

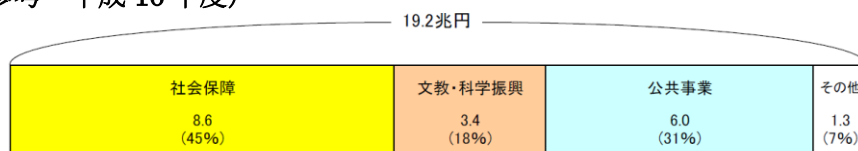
3.3 地方向け補助金等の全体像（29 年度予算）

平成29年度概算額 25兆6,704億円（対前年度当初予算比 +64億円、+0.03%）
除く復興特会 24兆8,606億円（対前年度当初予算比 +4,755億円、+2.0%）



(注) 計数については、今後異動を生ずることがある。
計数については、それぞれ四捨五入によっている。

(参考 平成 10 年度)



【出典：財務省 HP「予算・決算 > 毎年度の予算・決算 > 予算 > 平成 29 年度 > 政府案」
「地方向け補助金等の概要」及び「平成 20 年度予算政府案」「平成 20 年度地方向け補助金等について」】

4 地方分権推進委員会第 2 次勧告（平成 9 年 7 月 8 日）

「第 4 章 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

I・I 国と地方の財政関係の基本的な見直しの方向

1 国庫補助負担金の機能と問題点

国庫委託金以外の国庫負担金及び国庫補助金（以下、「国庫補助負担金」という。）は、国と地方公共団体が協力して事務を実施するに際し、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励のための政策手段としての機能を担うものである。

しかし、一方では、

- ① 国庫補助負担金の交付により、国と地方公共団体の責任の所在の不明確化を招きやすい、
- ② 国庫補助負担金の交付を通じた各省庁の関与が、地方公共団体の地域の知恵や創意を生かした自主的な行財政運営を阻害しがちである、
- ③ 国庫補助負担金の細部にわたる補助条件や煩雑な交付手続等が、行政の簡素・効率化や財政資金の効率的な使用を妨げる要因となっている、

等弊害も少なからず見られる。したがって、これまでも国庫補助負担金の交付は真に必要な分野に限定するものとされてきた。

2 国と地方公共団体の財政関係の見直しの基本的な方向

国と地方公共団体の財政関係については、事務の実施主体がその費用を負担するという原則を踏まえつつ、概ね次の三点を基本的な方向として見直すこととする。

- ① 国庫補助負担金の整理合理化
- ② 存続する国庫補助負担金の運用、関与の改革
- ③ 地方税、地方交付税等の地方一般財源の充実確保

I・II 国と地方の経費負担のあり方

1. 国と地方の経費負担区分の原則

国と地方公共団体の財政関係の見直しに当たっては、地方行政の自主的な運営の確保、行政責任の明確化等の観点から、地方公共団体の担う事務に要する経費については当該地方公共団体が全額を負担するという原則を堅持することとする。

また、地方公共団体の担う事務について、国が経費の全部又は一部を負担又は補助する場合、国庫委託金、国庫負担金及び国庫補助金に区分されるが、その中で国庫負担金と国庫補助金の区分を明確にすることが特に重要と考えられる。

(以下、略)

5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（抜粋）

(この法律の目的)

第一条 この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(関係者の責務)

第三条 各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第十一条 補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

(決定の取消)

第十七条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。（2 項以下省略）

(補助金等の返還)

第十八条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。（2 項以下省略）

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

【出典：総務省 HP「法令データ提供システム」。下線は片木】

6 地域自主戦略交付金

6.1 民主党政権マニフェスト（平成 21 年衆議院選挙時、抜粋）

4 地域主権

27. 霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

【政策目的】

- 明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。
- 中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。
- 地域の産業を再生し、雇用を拡大することによって地域を活性化する。

【具体策】

- 新たに設立する「行政刷新会議（仮称）」で全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。
- 国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。
- 国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。
- 「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。

（民主党「政権政策 Manifesto」（発行日 2009 年 7 月 27 日）による。下線等は片木）

6.2 ひも付き補助金の一括交付金化（平成 22 年 6 月 22 日、「地域主権戦略大綱」抜粋）

1 趣旨

（1）目的

地域のことは地域が決める「地域主権」を確立するため、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。

（2）原則

こうした目的からして一括交付金は、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない。これにより、地域の知恵や創意が生かされるとともに、効率的・効果的に財源を活用することが可能となる。

（3）手順

改革に当たっては、地方が円滑に行政サービスを提供できるよう、十分に配慮した手順を進めていく必要がある。

（以下略）

6.3 一括交付金の拡充（平成 24 年度予算）

○ 総額の拡大	H23 5,120億円	➡	H24 8,329億円
○ 地域自主戦略交付金の拡充	都道府県分の対象事業の拡大 政令指定都市への制度の導入		
	対象事業 H23 9事業	➡	H24 18事業
○ 沖縄振興一括交付金(仮称)の創設	H24 1,575億円		

H24予算(案)の概要	H24地域自主戦略交付金の対象事業の拡大
一括交付金総額 8,329億円 (H23 5,120億円) 地域自主戦略交付金 6,754億円 ^{※1} (H23 4,772億円) ┌ うち都道府県分 5,515億円程度 (H23 4,772億円) └ うち政令指定都市分 1,239億円程度 (新設) 沖縄振興一括交付金(仮称) 1,575億円 (新設) ┌ うち沖縄振興公共投資交付金(仮称) 771億円 (新設) ^{※2} └ うち沖縄振興特別調整交付金(仮称) 803億円 (新設)	<主な対象事業> ○交通安全施設整備費補助金の一部(警察庁)【拡充】 ◎学校施設環境改善交付金の一部(文部科学省)【拡充】 ◎社会福祉施設等施設整備費補助金の一部(厚生労働省)【新設】 ◎農山漁村地域整備交付金の一部(農林水産省)【拡充】 ◎農山漁村活性化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】 ○農業・食品産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】 ○水産業強化対策整備交付金の一部(農林水産省)【新設】 ◎社会資本整備総合交付金の一部(国土交通省)【拡充】 ○自然環境整備交付金(環境省)【拡充】 ☆循環型社会形成推進交付金の一部(環境省)【新設】 ◎: 都道府県及び政令指定都市を交付対象 ○: 都道府県を交付対象 ☆: 政令指定都市を交付対象

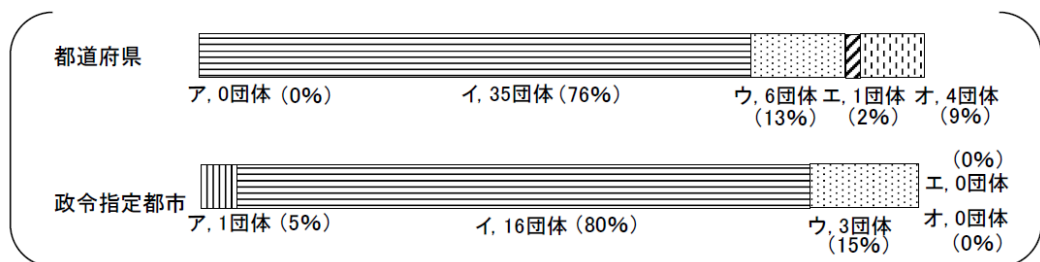
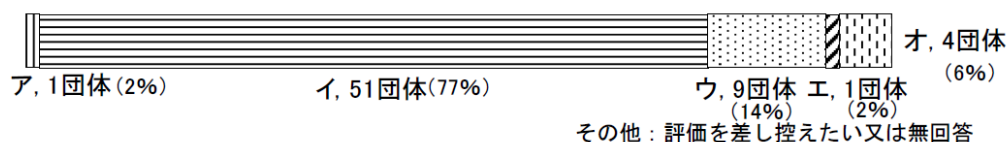
※1 このうち、北海道(札幌市を含む。)分353億円程度、離島分115億円程度、奄美分37億円程度(金額は配分予定額の一部)。
 ※2 H23年度の沖縄分の一括交付金(沖縄振興自主戦略交付金及び地域自主戦略交付金の一部を合算した額)は348億円。沖縄振興公共投資交付金(仮称)は、全国制度の拡充に加え、沖縄独自に対象範囲を拡大し、創設したもの。

【出典：内閣府 HP「政策 > 地域主権改革 > 地域主権戦略会議 > 地域主権戦略会議開催状況 > 第15回地域主権戦略会議 議事次第・配付資料」「配布 資料2-1 一括交付金の拡充」(平成 23 年 12 月 26 日)】

6.4 地域自主戦略交付金の評価（当時の内閣府・地域主権戦略室調査）

問6 地域自主戦略交付金は各府省の枠にとらわれない、地域の実情に即した事業の的確かつ効率的な実施を図るものですが、本交付金の取組を評価しますか。

ア 大いに評価する イ ある程度評価する ウ あまり評価しない
 エ 全く評価しない オ その他



問7 問6でお答えいただいたような評価となったのは、どのような理由からですか。

「大いに評価する」「ある程度評価する」主な理由：

- ・年度途中においても省庁間を跨いだ事業実施計画の変更が可能であることなど、地方公共団体の自由度が高まった。
- ・従来の計画毎の配分ではないため、従来に比して幅広い範囲から独自の判断で必要な分野に重点的・効率的な配分ができた。
- ・国の事前関与、国の箇所付けを廃止したこと、また、各省の枠にとらわれずに使えるようになったことは、地方の自由裁量を拡大するものとして評価。
- ・地域の自主性を高める取組みが一步前進したものであり、評価する。 など

「あまり評価しない」「全く評価しない」主な理由：

- ・総額が削減され、要望額どおりの所要額が確保されていないため、新規事業着手が困難となっている。
- ・対象事業が各府省の一部の事業のみであり、地域自主戦略交付金の対象事業が少ないため。
- ・国が権限を持ったまま地方に配分するという基本的な仕組みは何ら変わっておらず、地方の自由度を高め、裁量権を拡大する地域主権の理念からは遠い。 など

【出典：平成 24 年 11 月、内閣府地域主権戦略室「地域自主戦略交付金に関するアンケートの概要（ポイント）」】

7 安倍政権と交付金

7.1 2012 年 自民党選挙公約

233 地方への交付金拡充

「日本再生のカギは地方経済にあり」との観点に立って、十分な資金を確保し、地方の活性化を大胆に推進します。

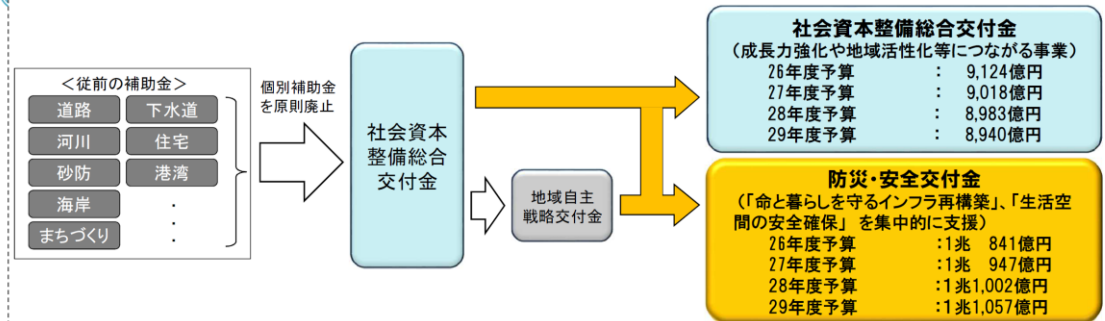
まず、使い勝手が悪く、地方自治体からの評判も悪い「地域自主戦略交付金」（一括交付金）は廃止し、各府省に戻した上で大型の地域振興事業を継続できる交付金事業に充てます。

また、地方自治体が特色ある政策を実施できるよう、経済対策や雇用創出事業に活用できる交付金制度の創設を検討します。

【出典：自民党 HP「J-ファイル 2012 総合政策集」】

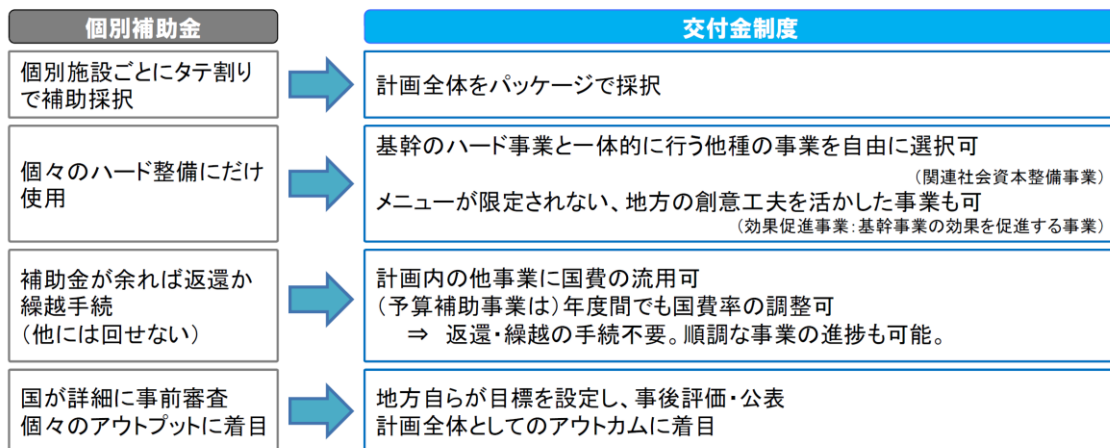
7.2 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって **自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設



両交付金の特長(個別補助金との違い)

- ◇ これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化
- ◇ 計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能
- ◇ 基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能
- ◇ 地域が抱える**政策課題を自ら抽出**して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、**トータルで支援**
- ◇ 地方公共団体の**自由度を高め**、使い勝手を向上



【出典：国土交通省 HP「政策・仕事>予算・決算・税制等>社会資本整備総合交付金等について」「社会資本整備総合交付金関係」「社会資本整備総合交付金の概要 (PDF)」】